

指定管理者制度導入施設モニタリング評価区分

指定管理者自己評価および施設所管課評価	A（最優良）	協定書等に定める水準を上回る管理運営がなされており、かつ特筆すべき実績・成果を上げている。
	B（優良）	協定書等に定める水準を上回る管理運営がなされている。
	C（良好）	協定書等に基づき、適切な管理運営がなされている。
	D（課題有）	協定書等に基づき、概ね適切な管理運営がなされているが、一部に更なる工夫や簡易な改善を要する。
	E（要改善）	協定書等の内容から判断して遅滞や不履行がみられ、改善や町の指導を要する。
総合評価（指定管理者選定審査委員会）	A（最優良）	施設所管課評価がすべてB以上であり、かつAが過半数である。
	B（優良）	施設所管課評価がすべてC以上であり、かつA・Bで過半数である。
	C（良好）	施設所管課評価の内、Dが1以下で、他のすべてがC以上である。
	D（課題有）	施設所管課評価の内、Dが2以上ある。
	E（要改善）	施設所管課評価にEが1つでもある。